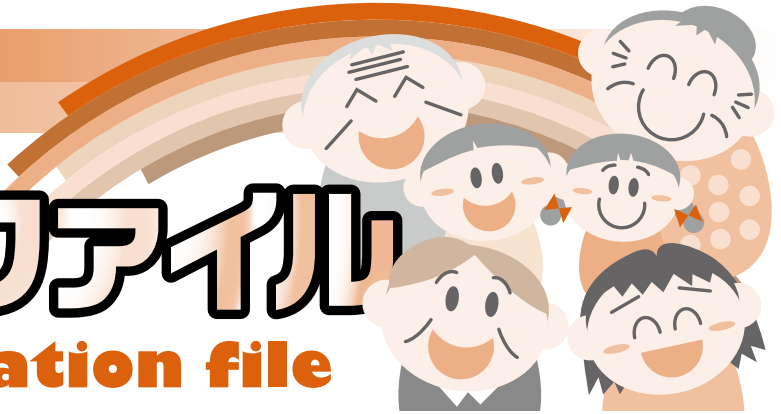


# 情報ファイル

## Information file



### 国保

**非自発的失業者の  
国保税軽減制度を  
ご存じですか**

倒産・解雇、雇い止めなどの非自発的な理由で離職をした方の国民健康保険(国保)税を軽減する制度があります。

対象 平成21年3月31日以降に離職し、雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇など)または特定理由離職者(雇い止めなど)で失業等給付を受ける方

※雇用保険受給資格者証の離職理由欄に別表のコードの記載がある方が、特定受給資格者・特定理由離職者となります。(別表参照)

(別表)

受給資格	離職理由コード			
特定受給資格者	11	12	21	22
	31	32		
特定理由離職者	23	33	34	

軽減内容 国保税の算定基礎となる前年の給与所得を、100分の30とみなして計算します。  
軽減期間 離職日の翌日の属する月から、翌年度の3月まで

(例)平成26年3月31日に離職した場合、平成26年度(平成26年4月～平成27年3月)分および平成27年度(平成27年4月～平成28年3月)分の2年度分が対象となります。

※ただし、平成22年3月30日までの離職は、平成22年度分の1年度分のみが軽減対象となります。

**注意**

・軽減期間は、雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

・国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると終了します。

手続きに必要なもの 保険証  
雇用保険受給資格者証(ハローワークで交付されたもの)

問合せ先

困市民生グループ  
☎52-1111 (内線261・262)

### し尿

#### 6月のし尿収集

6月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。

#### し尿収集作業日程表

月日	曜日	区域	月日	曜日	区域
6月1日	日		16日	月	芳川町、田戸町二・三丁目
2日	月	青木町二～七丁目	17日	火	田戸町三・四丁目
3日	火	青木町七～九丁目	18日	水	田戸町五～七丁目
4日	水	春日町	19日	木	本郷町
5日	木		20日	金	呉竹町二～六丁目
6日	金	湯山町、神明町、沢渡町	21日	土	
7日	土		22日	日	
8日	日		23日	月	呉竹町六・七丁目、屋敷町一～三丁目
9日	月	稗田町	24日	火	屋敷町四～七丁目
10日	火		25日	水	向山町一～六丁目
11日	水	二池町一～三丁目	26日	木	向山町六丁目、小池町
12日	木	二池町四～六丁目	27日	金	小池町、新田町、八幡町
13日	金	碧海町	28日	土	
14日	土		29日	日	
15日	日		30日	月	論地町、清水町

作業は、天候などの理由で2～3日前後することがあります。  
申込先(収集業者)  
高浜衛生(株)  
☎53-0516

問合せ先

困市民生グループ  
☎52-1111 (内線263)